

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊山口地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

記

1 受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月20日（火）

（提出書類を直接持参する場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間で受付します。郵送の場合は**10月20日（火）午後5時までに必着**とします。）

なお、応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

2 採用（勤務）予定先・採用職種・採用人数

勤務場所	所在地	採用職種	採用人数
自衛隊山口地方協力本部	〒753-0092 山口県山口市八幡馬場814 TEL083-922-2325（代表） 又は 〒753-8503 山口県山口市上宇野784 TEL083-920-6155	就職援護（自衛官の再就職）に係る事務の補助及び求人・求職業務等	1名

3 任用予定期間・勤務日数

任用予定期間	勤務日数
令和9年1月1日～令和9年3月31日	59日以内

※勤務日数は、状況により若干変動する場合があります。

4 職務内容及び必要な技能・資格等

採用職種	職務内容	必要な技能・資格等
就職援護（自衛官の再就職）に係る事務の補助及び求人・求職業務等	就職援護（自衛官の再就職）に係る事務の補助及び求人・求職業務等 ・ 企業等に対する広報及び求人情報の収集 ・ 就職希望隊員に対する就職相談及び求人情報の提供 ・ （財）自衛隊援護協会に対する求人・求職情報の取次ぎ ・ 庶務業務 ・ 物品管理業務及び文書管理業務 ・ その他、課長が特に命じた業務	・ MS Office（Word、Excel、PowerPoint等）による資料作成及びデータ集計作業ができること ・ 第1種普通自動車免許（AT限定可）

5 応募資格

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 試験日及び試験場所

(1) 試験日

令和8年11月7日（土）

（官側の都合により実施できない場合の予備日：令和8年11月21日（土））

(2) 試験場所

自衛隊山口地方協力本部

（山口県山口市八幡馬場814）

※細部については、選考採用試験通知書により通知します。

7 試験種目

面接試験

8 応募要領等

提出書類	提出数	非常勤隊員応募票請求先及び提出先
非常勤隊員応募票	2部	〒753-0092 山口県山口市八幡馬場814 自衛隊山口地方協力本部総務課人事班 TEL083-922-2325
最終学歴（義務教育除く。）の卒業証書の写又は修業証明書（受付期間に間に合わない場合は試験時提出でも可）	1部	

(1) 非常勤隊員応募票を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号240×332mm）を同封して下さい。

(2) 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。）を貼って下さい。

(3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。

（10月30日（金）までに到着しない場合は提出先へ問い合わせして下さい。）

※提出書類を郵送する場合は、特定記録若しくは簡易書留等により処置して下さい。

また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

9 試験結果通知

令和8年12月中旬頃、受験者全員に文書で通知します。

（電話による問い合わせには応じられません。また、可否の理由に関する問い合わせにも応じられません。）

10 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員

(2) 給与等

ア 日 額

9,300円～12,300円（学歴・経験年数による。）

イ 諸手当相当分

通勤手当（55,000円を上限として、所定の算定基準による。）

期末手当及び勤勉手当

地域手当（勤務場所の支給割合に応じ、所定の算定基準による。）

11 人事管理等

(1) 勤務時間

1日7時間45分

なお、状況により、時間外勤務をする場合があります。

(2) 休 暇

一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。

また、そのほかに有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。

(3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(4) 採用後、月18日以上（月の開庁日数が20日未満の場合は、勤務日数の要件を開庁日数から2減じた日数）の勤務が連続して6月を越えた場合、国家公務員退職手当法が適用されます。

(5) 採用後は、健康保険（防衛省共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険の対象となります。
なお、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

また、一定の要件を満たすと、厚生年金保険に代わり防衛省共済組合長期組合員の資格が付与されます。

(6) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(7) 提出された応募書類は一切返却しません。

(8) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。